

平成28年度 社会福祉法人 愛荘町社会福祉協議会正規職員採用試験要領

1. 採用職種および採用予定人員等

| 採用職種 | 募集人員 | 募集年齢 | 応募資格 | 職務内容 |
|---------------|------|---|--|--|
| ソーシャル ワーカー | 1名 | 平成6年4月 2日以降から 昭和56年4 月1日までに 生まれた者 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉士主事任用資格者または取得見込みの者 ・普通自動車運転免許証を有する者（AT限定車可） ・パソコンの基本操作（ワード・エクセル）が可能である者 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉を目的とする事業に関する調査・総合的な企画立案他 ・障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する業務（共同作業所の業務） ・生活困窮者に関する相談支援業務等 |

2. 試験

ア. 第1次試験

- ・試験方法 教養試験・グループ討議
- ・試験日 平成28年10月14日（金） 午前9時～正午
- ・会場 滋賀県愛知郡愛荘町市731番地 愛荘町立福祉センター愛の郷
10分前までには会場へお越しください。

イ. 試験の結果発表

平成28年10月19日（水）までに合格者に文書で通知します。
なお、不合格者には通知しません

ウ. 第2次試験

- ・試験方法 作文試験・面接試験
- ・試験日 平成28年10月26日（水） 午前9時～正午
- ・会場 愛荘町立福祉センター愛の郷（第1次試験と同じ会場）

3. 最終合格発表

平成28年10月31日（月）までに第2次試験受験者に対し、合否を文書で通知します。
合格者には社会福祉士（写）、精神保健福祉士（写）または資格取得見込証明書もしくは社会福祉主事任用資格（写）または任用資格取得見込証明書のいずれかを提出していただきます。

4. 採用時期

平成28年12月1日（ただし、採用の日から6ヶ月間は試用期間とします。）

5. 勤務地

社会福祉法人 愛荘町社会福祉協議会

- ・愛知郡愛荘町市731番地 愛荘町立福祉センター 愛の郷

- ・愛知郡愛荘町安孫子 1216 番地 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきいきセンター
- ・愛知郡愛荘町愛知川 1749 番地 1 ふれあい共同作業所

6. 給与等

ア. 給 与

給与等は、社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会給与・退職金規程に基づいて支給されますが、概ね166,100円です。(学歴、経験年数により加算があります。)

その他手当は、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などが支給されます。

昇給は、原則毎年1回あります。

イ. 就業時間

就業時間は、午前8時30分から午後5時30分(昼休憩1時間含む)の週40時間で週休2日制です。

休暇等は、社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会就業規則に基づいて、年次有給休暇などが付与されます。

なお、土・日曜日・祝日に勤務を命じられることもありますが、調整のうえ振替休日が付与されます。

ウ. 社会保険

健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険に加入していただきます。

エ. 勤務内容

社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会職員として採用されますと主に地域福祉、障がい福祉ならびに相談支援業務に従事していただく予定です。

なお、勤務場所等の異動があります。

7・受験手続および受付期間

ア. 申込用紙の請求と提出

申込用紙は、受付期間内に愛荘町社会福祉協議会 愛荘町立福祉センター愛の郷 へ直接取りにこられるか、郵便で(〒529-1313 滋賀県愛知郡愛荘町市 731 番地 愛荘町立福祉センター愛の郷 愛知川事務所 宛)に請求し、必要事項を記入のうえ受付期間内に提出してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「ソーシャルワーカー」受験用紙請求と朱書きし、返信用封筒(82円切手を貼り宛先を明記のこと)同封してください。

イ. 受験票の交付

本会が受験申込書を受理した場合は、受験票を交付しますので試験当日に受験票(最近6ヶ月以内に撮影した写真を貼付)、履歴書(最近6ヶ月以内に撮影した写真を貼付)および資格証の写し(資格所持者のみ)を持参してください。

ウ. 受付期間

平成28年9月12日(月)から平成28年10月11日(火)までの月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分の間で受付します。

郵送の場合は、必ず簡易書留により送付してください。この場合、締め切り日までの消印のあるもの限り受け付けます。